

諮問日：令和８年３月１６日（令和７年度（個）諮問第２９号）

答申日：令和８年８月３日（令和８年度（個）答申第１３号）

件 名：札幌地方裁判所における裁判確定記録に記録された保有個人情報の不開示
判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第１ 委員会の結論

「苦情申出人の名前の保有個人情報開示請求書の「裁判確定記録」の文書」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、札幌地方裁判所長が、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第２ 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第４に定める開示の申出に対し、札幌地方裁判所長が令和７年１１月１０日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第８の１に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第８の２に定める諮問がされたものである。

第３ 苦情申出人の主張の要旨

網走刑務所だとか北海道で犯罪をしたとかで名前が挙がっていると聞いたが、何をしたことで私の名前が挙がっているのか知りたいと思っています。開示を強く求む。

第４ 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- １ 裁判所における保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、司法行政文書に記録された個人情報に限られる。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有

しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

本件保有個人情報開示申出書及び本件補正書の記載を踏まえると、苦情申出人が開示を求める情報は、裁判確定記録に記録された個人情報であるところ、これは裁判事務に関する文書であって、仮に存在するとしても、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

- 2 これに対し、苦情申出人は、何をしたことで私の名前が挙がっているのか知りたいと思っています、開示を強く求むなどと主張するが、原判断の相当性を左右するものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和8年3月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年6月19日 審議
- ④ 同年7月10日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

苦情申出人による開示の申出に照らせば、本件対象個人情報が記録されている文書は、裁判確定記録であり、裁判の審理及び判断の過程で作成又は取得される裁判事務に関する文書であるから、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

2 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕